公　　告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号。以下「法」という。）第６条第２項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

令和８年１０月２８日

廿日市市長　松　本　太　郎

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

(1)　名称

フジ宮内店

(2)　所在地

廿日市市宮内四丁目１１１０番１外

2　変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）

店舗区域名	開店時間	閉店時間	備考
A棟・B棟	午前8時00分	午後10時00分	

（変更後）

店舗区域名	開店時間	閉店時間	備考
A棟	午前0時00分	午後12時00分	24時間営業
B棟	午前8時00分	午後10時00分	

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）

駐車場No.	駐車可能時間帯
1	午前7時30分から午後10時30分まで

（変更後）

駐車場No.	駐車可能時間帯
1	午前0時00分から午後12時00分まで

3　変更の年月日

令和８年１２月１日

4　変更する理由

お客様の利便性の向上を図るため

5　届出年月日

令和８年１０月２３日

6　届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1)　縦覧場所

廿日市市産業部産業振興課（廿日市市下平良一丁目１１番１号）

(2)　縦覧期間

令和８年１０月２８日から令和９年２月２８日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。

(3)　縦覧のできる時間帯

午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで

7　意見書の提出

法第８条第２項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４月以内に、市に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

(1)　提出期限

令和９年２月２８日

(2)　提出先

廿日市市産業部産業振興課